

[事案 2024-172] 解約返戻金増額支払請求

・令和7年3月31日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

申込手続き時に説明を受けた利率で計算した解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年3月に 乗合代理店を通じて契約した無配当逡増定期保険について、以下の理由により、申込手続き時に説明を受けた利率で計算した解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、自分に説明もせずに払済保険変更後の解約返戻金の減額を決定した。
- (2) 保険会社からは、保険料率の改定について納得できる説明を何も受けておらず、払済保険変更後に示した解約返戻金額の著しい減額についても説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、募集時の契約概要に記載された払済終身保険への変更後の解約返戻金額より、実際に払済保険に変更した時点での解約返戻金の原資が少なかったことから、当社に説明を求めたため、当社は、平成27年に払済保険料率に適用される予定利率の改定を行ったこと、払済終身保険の解約返戻金額は変更時の払済保険料率が適用されることを説明したが、申立人は納得しなかった。
- (2) 契約概要には、払済保険金と変更後の解約返戻金の推移を記載しているが、「本シミュレーションで表示している払済保険金額は、経過年数に応じた解約返戻金と作成基準日時点の払済保険料率をもとに計算していますので確定したものではありません」という旨を記載している。
- (3) 平成27年7月に契約者宛に送付した払済終身保険料率改定の案内には、平成27年9月以降に払済終身保険に変更した場合、現行の保険料率で変更した場合と比較して変更後の保険金額と解約返戻金額は下がる旨の記載がある。申立人は、払済終身保険に変更しないという選択肢もあった中で払済終身保険に変更した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、申立人に対する事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。